

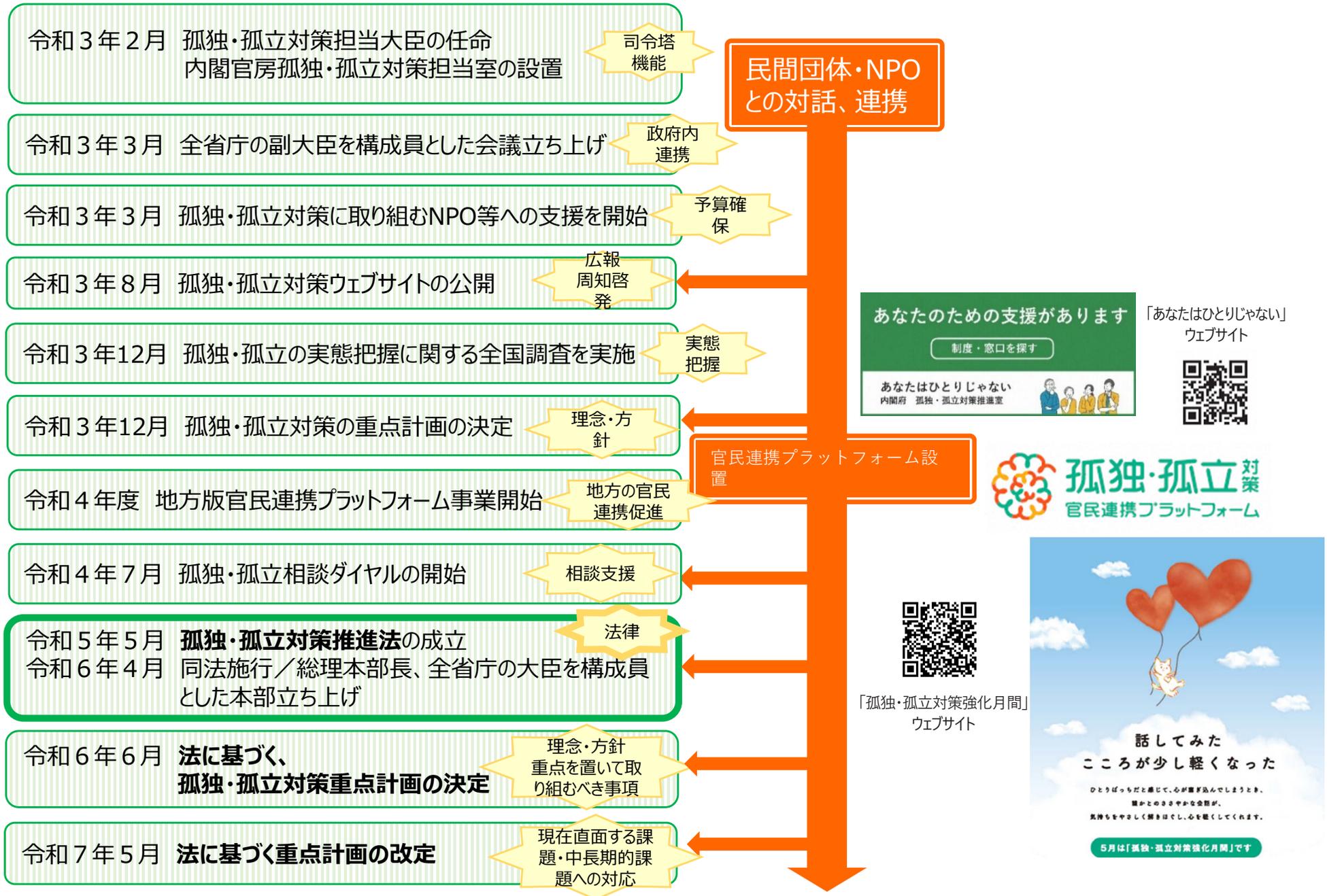
最近の孤独・孤立対策の取組について

令和8年3月19日
内閣府 孤独・孤立対策推進室



孤独・孤立^{対策}
官民連携プラットフォーム

政府のこれまでの主な対応



孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和6年)

調査目的

我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省の関連行政諸施策の基礎資料とするため、令和3年度から調査を開始。令和6年度で4回目の実施。

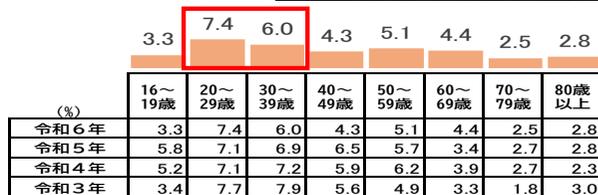
調査結果

【孤独の状況】

- 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は**4.3%**、「時々ある」15.4%、「たまにある」が19.6%
→合計約4割が「孤独感がある」と回答。



- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、**20歳代及び30歳代が高い。**



- 孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人(孤独感が比較的高い人)について、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事を回答割合の高い順にみると、**①「家族との死別」(24.6%)**②「一人暮らし」(18.8%)、③「転校・転職・離職・退職(失業を除く)」(14.7%)となっている。

調査概要

- ・調査対象: **全国の満16歳以上の個人2万人**
※有効回答数: 10,876件(有効回答率54.4%)
- ・調査方法: 内閣府から調査対象者あてに調査書類を郵送。
調査対象者はオンライン又は郵送により回答
- ・調査事項: 孤独・孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等(全33問)

【孤立の状況】

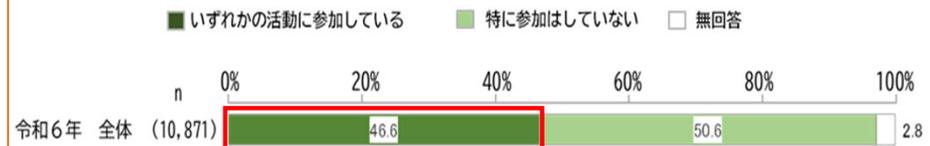
① 家族・友人等とのコミュニケーション頻度

- **同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが「全くない」と答えた人の割合は9.3%**



② 社会活動への参加状況

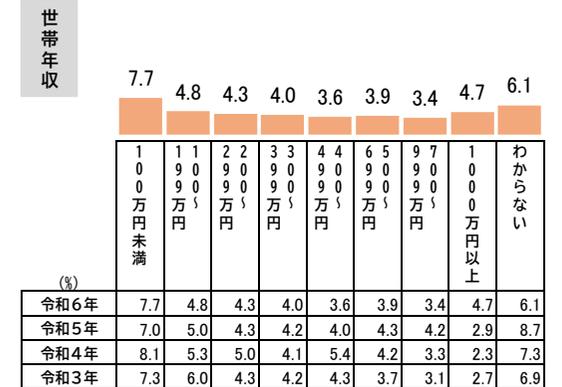
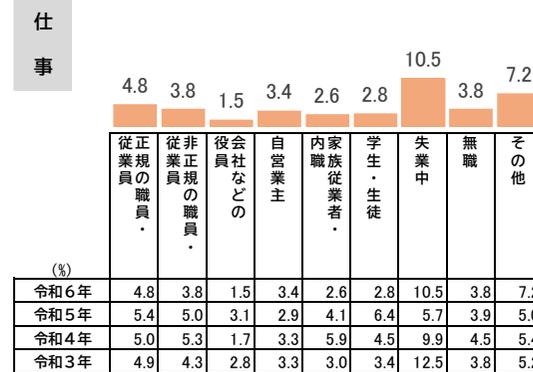
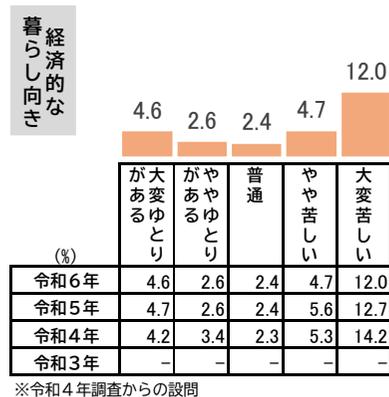
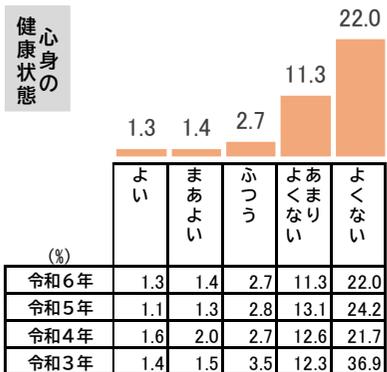
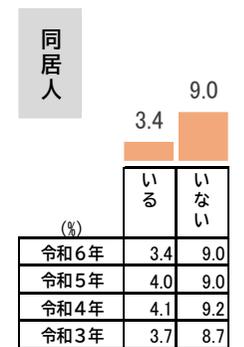
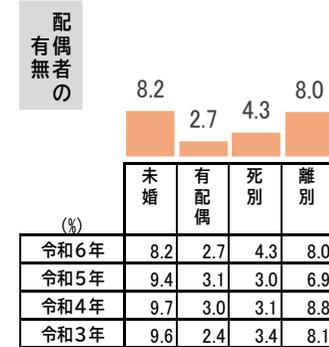
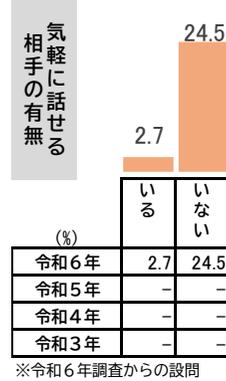
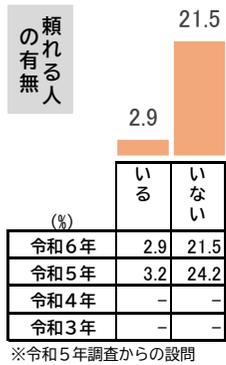
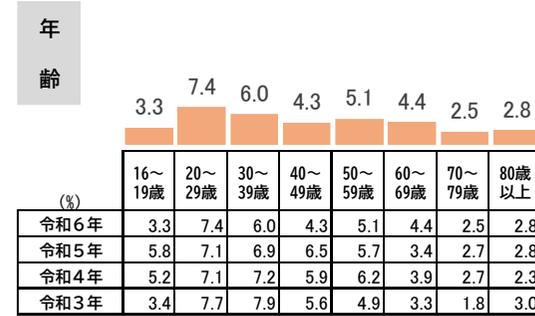
- **「特に参加はしていない」と答えた人の割合が50.6%**で、いずれかの活動に参加している人の割合は46.6%



【参考】孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合に関する主な属性別結果

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年
しばしばある・常にある	4.3%	4.8%	4.9%	4.5%
時々ある	15.4%	14.8%	15.8%	14.5%
たまにある	19.6%	19.7%	19.6%	17.4%
ほとんどない	40.6%	41.4%	40.6%	38.9%
決してない	18.4%	17.9%	18.4%	23.7%
無回答	1.6%	1.5%	0.6%	0.9%



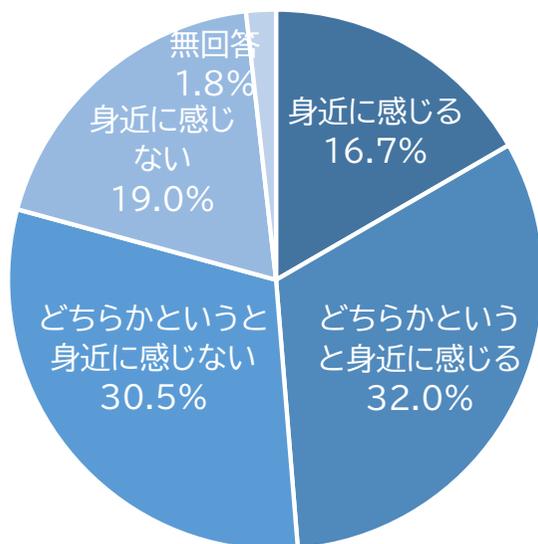
孤独・孤立対策に関する世論調査(確報)

✓ 現状の「孤独」や「孤立」に対する意識や孤独・孤立対策の認知度等について現状を把握することを目的に、内閣府政府広報室の世論調査の枠組を活用し、全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人に調査を実施※。

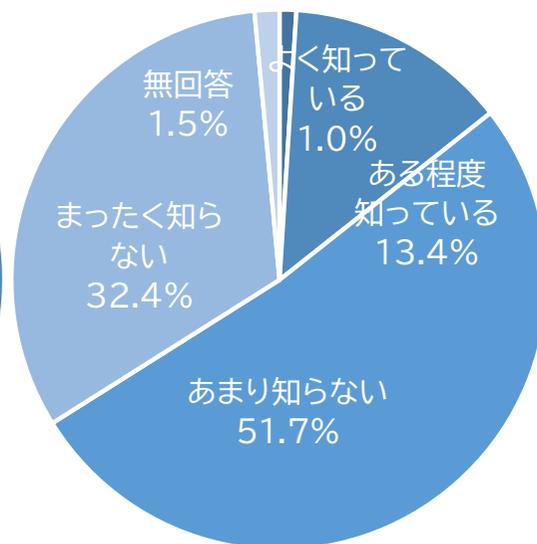
※有効回収数1,732人(有効回収率57.7%)。

✓ 孤独・孤立を身近に感じている方が半数近くを占める一方で、政府の孤独・孤立対策を「あまり知らない」と回答した方が最も多かった(52%)ことなども踏まえ、孤独・孤立対策の認知度向上を図る必要。

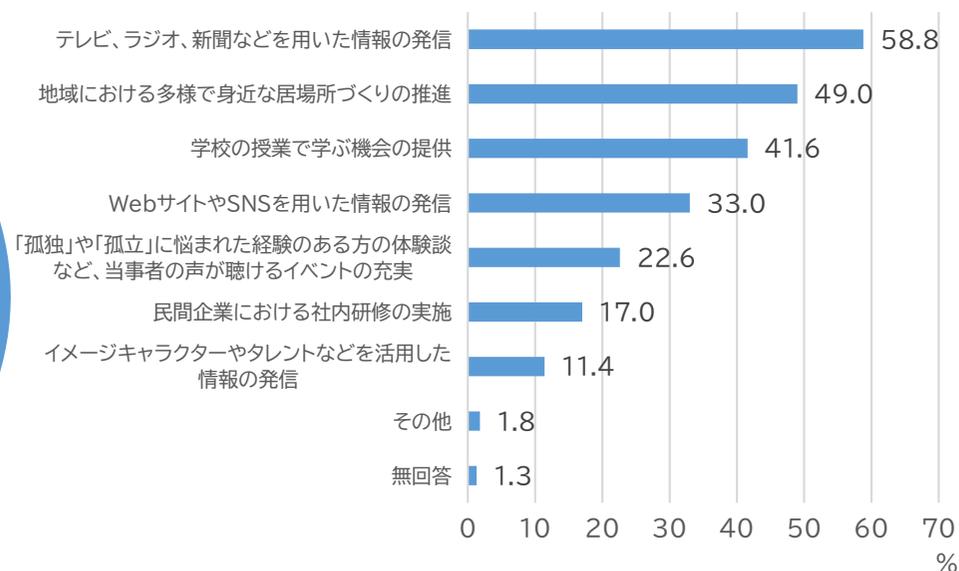
問 「孤独」や「孤立」について、あなたにとって身近に感じますか。



問 あなたは政府が、「孤独」や「孤立」に関する総合的な対策を推進していることを知っていますか。



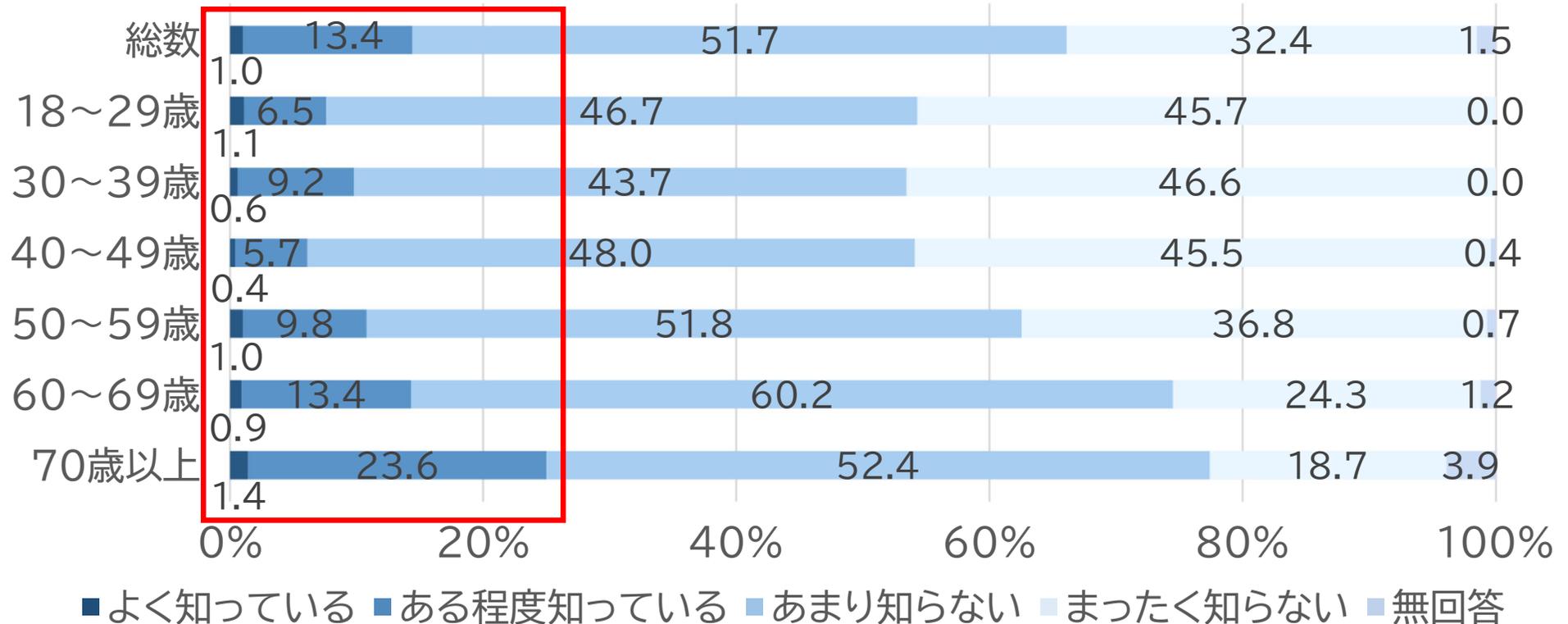
問 あなたは、今後、より多くの方が「孤独」や「孤立」について関心を持つためには、どのような取組が効果的だと思いますか。(複数回答可)



孤独・孤立対策に関する世論調査(確報) 世代別対策認知度

- ✓ 政府の「孤独」や「孤立」に関する総合的な対策について「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した割合を世代別に見ると、「40歳～49歳」が最も低い。
- ✓ 若年層の「18歳～29歳」、「30～39歳」については、「50～59歳」、「60～69歳」、「70歳以上」といったシニア世代と比べて、低くなっている現状。

問 あなたは政府が、「孤独」や「孤立」に関する総合的な対策を推進していることを知っていますか。



第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

（7）「誰一人取り残されない社会」の実現

（共生・共助）

過去最多のこどもの自殺や単身世帯の増加を踏まえ、孤独・孤立対策の重点計画¹⁹⁰に沿って、予防が重要との認識の下、交付金も活用し、地方版官民連携プラットフォームを設置する地方公共団体への伴走支援、NPO等への継続的支援、緩やかなつながりや居場所づくり、支援の担い手やつながりサポーターの育成、つながりを生むための分野横断的な連携促進のほか、社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するための関係府省と地方公共団体が連携した取組を進める。

190 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定、令和7年5月27日一部改定）。

「強い経済」を実現する総合経済対策 (令和7年11月21日閣議決定) (抄)

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

(3) 地域共生社会の実現

(生活困窮者等への地域における支援体制の強化)

(略)

孤独・孤立の予防、ひきこもり等の支援に関し、地方公共団体、NPO等への支援や先進事例の収集と横展開、他の支援策との連携強化、自殺防止等に係る相談体制の強化等を図る。

施策例

- ・孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備(内閣府)
- ・孤独・孤立対策推進交付金(仮称)(内閣府)
- ・地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査(内閣府) 等

つながりサポーターの養成・普及

趣旨

- 孤独・孤立は人生のあらゆる場面で誰にでも起こりうるもので、社会全体で対応することが必要。また、孤独・孤立に至る前に対応する予防が重要であり、そういう意味で孤独・孤立に係る普及・啓発の充実が極めて有用。
- このため、社会全体で、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会の実現に向けて、孤独・孤立問題に係る理解者の増加を図るため、日本全国につながりサポーターの普及を図る。
- つながりサポーターとは、孤独・孤立の問題（（例）孤独感を感じている人の割合が4割存在、孤独は心身の健康に影響を及ぼすこと等）についての知識を身につけ、身のまわりの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする取組。

項目
1 はじめに
2 孤独・孤立の何が問題か
3 つながりを考えてみよう
4 調査結果からわかること
5 困ったときどうする？
6 相談窓口を知ろう
7 地域の活動を知ろう
8 最後に
参考資料



・「孤独・孤立とは何か？」という基本的な知識に加えて、誰もが孤独・孤立に陥りやすくなっている社会背景、身近にある孤独・孤立状態の例、孤独・孤立に関する調査データを紹介。

・孤独・孤立は社会構造上発生しており、個人の責任（自己責任）ではないということ、他人事でなく自身や身近なところで発生している問題であることを説明。

・自分そして周囲の人が悩みや困りごとを抱えたときにできることを考えていただくための具体的な行動例も掲載。

孤独・孤立対策ウェブサイトにおける相談窓口の紹介機能 「あなたはひとりじゃない」

- 孤独・孤立で悩んでいる方々に向けて、相談先を紹介するウェブサイトを開設
- 具体的には、自動応答システム(チャットボット)により、利用者の悩みに応じ、分野別に相談窓口を紹介。また、悩みを抱えている方向けのQ&A等も掲載。

悩みに対応する支援窓口の紹介

あなたのための支援があります

制度・窓口を探す



18歳以下のみなさんへ



ボット
「自分のこと」について今の状況や悩んでいることを教えてください。
勉強が苦手な将来のことが不安になる
将来にやりたいことがない、希望がもてない
自分の体のことで悩みがある
死にたい、消えてしまいたいほど、つらい
当てはまるものがないが、話を聴いてほしい

死にたい、消えてしまいたいほど、つらい

ボット
お話ができる相談窓口を紹介します。

あなたのための相談場所があります

孤独・孤立で悩まれている方へ
もしあなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか。
<相談先一覧>

①つらい、消えたい、死んでしまいたい、と思ったら

②子供たちがいじめ等の悩みを相談したいと思ったら

③性犯罪・性暴力の被害について相談したいとき

④児童虐待かもと思ったら

⑤配偶者等からの暴力(DV)かもと思ったら

⑥生きづらさを感じるなどの様々な悩みについて相談したいとき

相談窓口の例

ボット

『あなたのいばしょ』
受付時間：24時間365日



「望まない孤独」のない社会の実現

私たちは、話したくても話せない、頼りたくても頼れないといった「望まない孤独」が既存の社会課題の複雑化をもち、解決を困難にしていると考えています。つまり、多くの社会課題の背景には「望まない孤独」があるということです。悩みや問題を抱えた時に確実に信頼できる人にアクセスできる仕組みを構築することにより望まない孤独のない社会を実現することを目的としています。

ボット

『チャイルドライン チャット』
受付時間：第1・3月、毎週火、水、木、金、土曜日
の16:00~21:00 ※12月29日~1月3日は除く



チャイルドラインってなに？

18歳までの子どもがでんわやチャットでつながって、話を聴いてもらえるところ。困っていること、悩んでいることだけでなく、その日あったできごとやうれしいことの話も聴いています。

孤独・孤立対策に係る効果的な広報の推進

趣旨

- 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施。これにより、社会全体で孤独・孤立対策に関する理解増進や機運醸成を図る。

広報

広報（ポスター、月間特設Webページ）

- ・孤独・孤立対策が目指す社会像について周知・啓発
- ・全国の地方自治体、社会福祉等関係団体の協力を得て、情報発信
- ・月間中に全国各地で行われる取組の紹介等を行う月間特設Webページを開設



相談窓口・イベント等

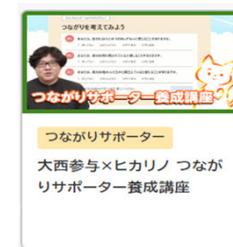
孤独・孤立相談ダイヤル#9999

- ・孤独・孤立相談ダイヤルを開設し、悩みを抱える方向けに、テーマ別に相談を受付

オンライン空間における啓発活動

- ・オンライン空間を活用した、孤独・孤立対策の周知啓発などを目的とした各種イベントを実施

(例) オンラインを通じた音楽鑑賞、観光体験
つながりサポーター養成講座の実施
NPO等による取組の紹介



以上は、強化月間における令和7年度の取組例を掲げたもの

孤独・孤立対策推進交付金（地方公共団体向け）

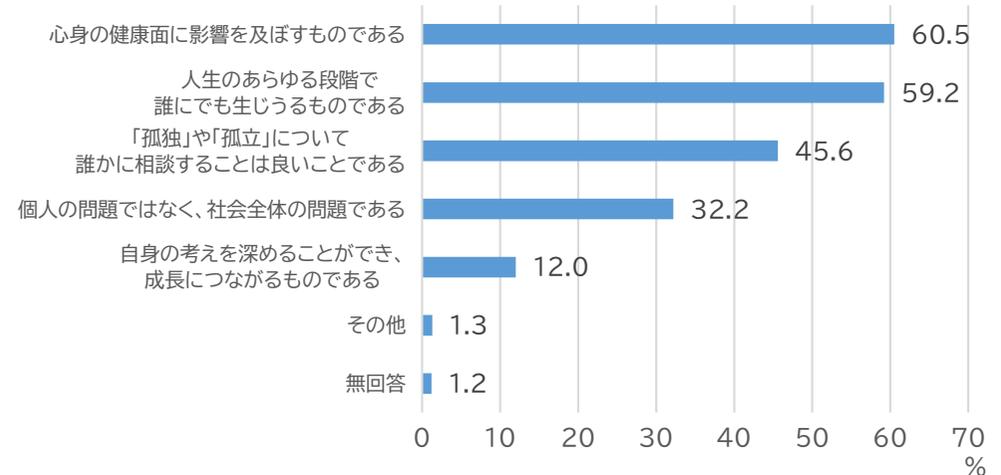
- 全ての国民を対象とする孤独・孤立対策を規定した世界で初めての孤独・孤立対策推進法の施行、孤独・孤立対策推進交付金の創設から2年
- 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組を支援

都道府県：1/2補助（交付上限額400万円）

市区町村：3/4補助（交付上限額300万円、複数の市区町村が連携して実施する場合600万円）

事業内容	交付対象例
1 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構築事業	プラットフォーム設置に向けた検討会・職員研修会の開催、プラットフォーム幹事会等の開催
2 孤独・孤立対策関連事業	
① 孤独・孤立対策の取組方針の作成	取組方針作成のための情報交換会、検討会の開催
② 実態把握や地域資源の調査	孤独・孤立に関する住民向けアンケート調査、圏域内の関連団体等の現況調査
③ 関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動	プラットフォーム加入団体職員の研修会・情報交換会・ワークショップ
④ 住民への情報発信や普及啓発活動	孤独・孤立対策強化月間を含む住民向けシンポジウム・講習会、広報動画の作成
⑤ 人材確保・育成のための研修	孤独・孤立対策の相談窓口職員を対象としたスキルアップのための研修会
⑥ 孤独・孤立対策地域協議会の設置	地域協議会の開催
⑦ 相談体制の整備や居場所の設置、交流の機会の創出など当事者等への支援	相談窓口の設置、チャットボットによる支援、居場所づくりへの取組
⑧ ⑦の活動を行う団体への支援（いわゆる中間支援）	NPO等の支援団体に対する補助
⑨ 都道府県による管内市区町村の後方支援	都道府県による管内市区町村職員向けの孤独・孤立対策に関する研修会
⑩ その他内閣府が必要と認める取組	地方公共団体独自の取組による孤独・孤立対策の推進
※ 民間団体への委託可能。⑦及び⑧については補助も可能	

「孤独」や「孤立」について、あなたは、どのようなイメージをもっていますか。
(複数回答)



(備考) 「孤独・孤立対策に関する世論調査(確報)」による。
調査期間：令和7年10月23日～11月30日
調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人(回収数1,732人)

これから孤独・孤立対策に取り組みようとしている地方公共団体担当者の皆様へ
取組を進めている市区町村担当者からのアドバイス
「取り組もうとした理由・きっかけ」「まず始めたこと」「取り組んで良かったこと、苦労したこと」



孤独・孤立対策推進交付金 交付団体

(R4～5の都道府県、R4～6の市区町村は、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の採択団体)

都道府県	自治体名	R4	R5	R6	R7
北海道	北海道	●	●	●	●
	釧路市	●			
	登別市	●	●		
青森県	青森県	●		●	●
岩手県	陸前高田市				●
宮城県	仙台市		●		
秋田県	秋田県				●
	横手市				●
山形県	山形県			●	●
	山形市	●			
	鶴岡市	●			
福島県	福島県			●	●
群馬県	群馬県			●	●
	みどり市				●
埼玉県	埼玉県	●		●	●
	川口市				●
千葉県	市原市	●		●	
	江東区		●		
東京都	品川区		●		●
	中野区			●	●
	町田市				●
	町田市				●
神奈川県	神奈川県			●	●
	鎌倉市	●			
	座間市		●	●	
新潟県	新潟県				●
富山県	富山県		●	●	●
山梨県	山梨県			●	
	長野県			●	
	須坂市	●			●
長野県	飯山市		●		
	飯山市		●		
岐阜県	岐阜県	●		●	●
静岡県	静岡県				●
愛知県	愛知県				●
	名古屋市				●
	岡崎市			●	●
	春日井市		●	●	
	豊田市			●	●
	長久手市				●
三重県	伊勢市	●			
	名張市	●			

都道府県	自治体名	R4	R5	R6	R7
滋賀県	滋賀県	●		●	●
京都府	京都市	●		●	●
	長岡京市				●
大阪府	大阪府	●			
	枚方市	●			
兵庫県	兵庫県			●	●
	神戸市				●
	姫路市				●
	播磨町			●	●
奈良県	生駒市		●		●
	川上村				●
鳥取県	鳥取県	●		●	●
	鳥取市	●	●	●	●
	大山町				●
岡山県	岡山県				●
	笠岡市	●			
広島県	呉市			●	
	三原市	●			
	尾道市	●			
	福山市		●	●	
	府中市	●			
	東広島市				●
徳島県	徳島県	●		●	●
香川県	香川県			●	●
愛媛県	愛媛県	●		●	●
	宇和島市	●		●	
高知県	高知県				●
福岡県	北九州市	●	●		
	福岡市		●	●	
佐賀県	佐賀県				●
熊本県	熊本県			●	●
	熊本市	●		●	●
	宇城市		●		
大分県	津久見市	●			

計	74	29	15	32	46
都道府県	26	9	2	18	23
市区町村	48	20	13	14	23

(備考) 市区町村は、このほか広域連携事業の連携自治体がある。

(令和8年1月8日現在)

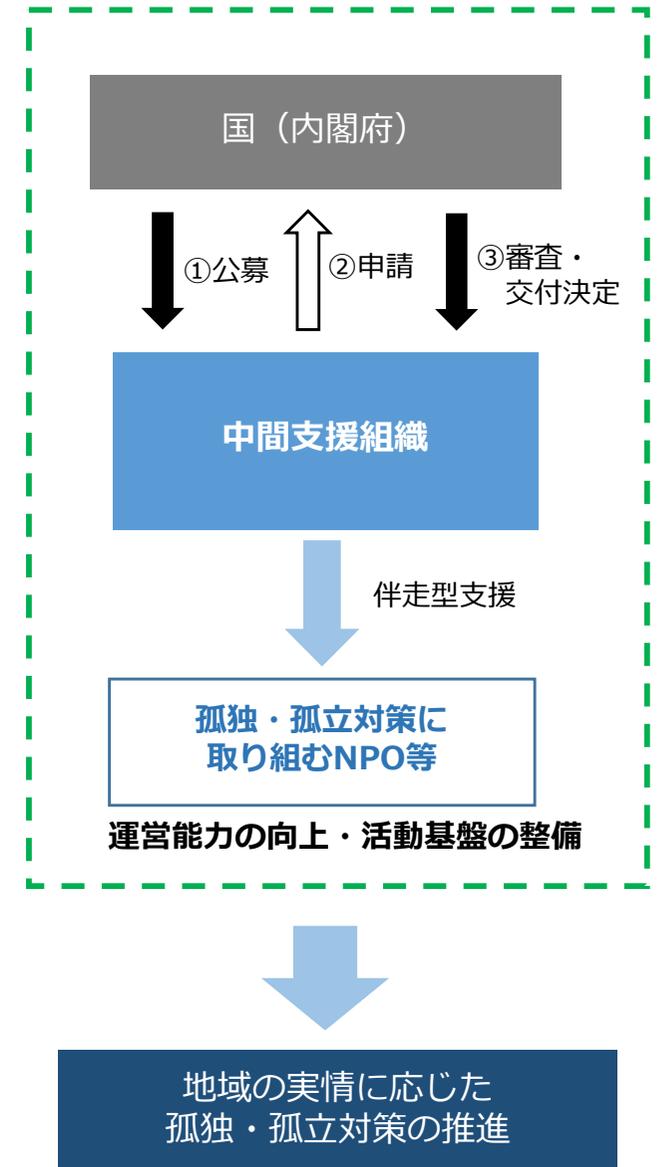
令和7年度 孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業） 交付団体＜中間支援組織＞

概要

- 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月孤独・孤立対策推進本部決定。令和7年5月一部改定）に基づき、地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進。
- 孤独・孤立の問題の予防の観点から、日常の様々な分野における緩やかなつながりづくりに取り組むNPO等への伴走型支援を行う中間支援組織を支援することで、個々のNPO等の経営力や事業力を高め、孤独・孤立対策の気運醸成と安定的・継続的な推進体制を構築。

交付団体

- 孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対して運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織
10団体（申請21団体）
（注）原則、一つの都道府県を超えた区域の事業が対象



令和7年度 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査 採択事業<NPO等>

概要

- 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月孤独・孤立対策推進本部決定。令和7年5月一部改定）に基づき、地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進。
- NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開。取組に当たっては、（株）NTTデータ経営研究所が伴走支援を実施。

採択事業

96事業（応募170事業）

○活動地域別

都道府県	事業数
北海道	6
宮城県	3
茨城県	1
栃木県	1
群馬県	1
埼玉県	3
千葉県	7
東京都	15
神奈川県	9
新潟県	1

都道府県	事業数
富山県	2
石川県	2
長野県	1
岐阜県	1
愛知県	4
三重県	1
滋賀県	4
京都府	3
大阪府	9
兵庫県	6

都道府県	事業数
奈良県	1
和歌山県	1
鳥取県	3
岡山県	1
広島県	2
山口県	1
徳島県	1
香川県	1
愛媛県	2
福岡県	2

都道府県	事業数
長崎県	1
大分県	1
宮崎県	3
鹿児島県	2
沖縄県	2
関西地域	1
全国	2

（備考）複数の都道府県で取り組む事業があるため、事業数欄の合計は採択事業数（96）と一致しない。

WHO社会的つながりに関する委員会報告書 概要 (R7.6.30公表)

1. 背景事情

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、社会的つながりの重要性が認識され、いくつかの国では社会的つながりを優先課題として取組が始められている。
- 近代化に伴う産業化や都市化、技術の進歩などが、コミュニティの衰退を招き、社会的孤立や孤独感の増加につながったと考えられており、近年、社会的つながりが健康や死亡率に与える影響に関する研究も急増している。

2. 報告書の目的

- この報告書の重要なメッセージは、
 - ・ 社会的孤立と孤独が広がっており、健康・社会・経済に深刻な影響を及ぼすこと
 - ・ 社会的なつながりを育み、断絶を減らすための解決策があること
- この報告書では、社会的孤立と孤独の性質、要因、影響に関する科学的知見を要約するほか、効果的な対策を検討し、社会的つながりを促進するための具体的な行動計画を提案する。

3. 議論の経過

- 令和5年11月、「WHO社会的つながり委員会」が発足し、加藤鮎子大臣（当時）が同委員会の委員に就任。
- 同年12月にベラジオ（イタリア）で開催されたハイレベル会合を皮切りに、オンライン開催を含め、計6回のハイレベル会合を開催。日本からは、加藤大臣（当時）がビデオメッセージを出したほか、事務方が会合に出席するなど議論に参加。
- 令和7年6月30日に同委員会報告書が取りまとめられ公表。公表イベントをオンラインにより開催し、三原じゅん子大臣がビデオ動画により参加。

4. 報告書の目次・ポイント (次ページに続く)

【第1章】主要概念—社会的つながり、社会的孤立、孤独

- ・ 社会的つながり：人々がどのように関係を築き、交流するかを表す包括的な用語
- ・ 社会的孤立：他者との役割、関係、社会的な交流が客観的に不足している状態
- ・ 孤独：自分が望むつながりと実際のつながりとの間にギャップがあることで生じる、否定的で主観的な感情の状態

【第2章】問題の規模

世界の6人に1人（15.8%）が孤独を感じている。孤独や社会的孤立は全ての年代に影響するが、孤独感は若年層で高く、高齢者が最も低い。高齢者の25～33.6%が社会的に孤立しているとのデータがある。社会的つながり、社会的孤立、孤独のモニタリングが急務となっている。

孤独・孤立に関する駐日大使会合（令和7年6月26日）の概要

- 令和7年6月26日、「孤独・孤立に関する駐日大使会合」を開催し、三原孤独・孤立対策担当大臣が、11の国・地域の駐日大使等と孤独・孤立の問題への対応について意見交換。

【日時】 令和7年6月26日（木）13：45～15：45

【場所】 三田共用会議所 国際会議室

【日本側出席者】 内閣府：三原孤独・孤立対策担当大臣、大西参与、江浪孤独・孤立対策推進室長

外務省：宮路副大臣（分身ロボットOriHimeによる参加）、岩本領事局長

【参加国・地域】 英国、ドイツ、インドネシア、オーストラリア、ケニア、シンガポール、スウェーデン、中国、フィリピン、ベトナム及びEU

- 会合では、日本の取組状況や対策の基本的な考え方、官・民・NPO等との連携について説明するとともに、各国・地域の駐日大使等から、政府での取組状況や民間企業における取組等を紹介いただき、孤独・孤立対策の一層の推進や連携強化に向けて、国際的な認識を強化。



孤立死者数の推計方法等について
～「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」をもとに～
(「孤独死・孤立死」WGとりまとめ)のポイント

令和7年4月 孤独死・孤立死WG

中間論点整理の概要(令和5年12月)

【用語の整理】

- 「孤独」は主観的概念、「孤立」は客観的概念であることから、実態把握の対象としては、「孤立」からアプローチする「孤立死」が適当。
- 「孤立死」：「誰にも看取られることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の態様」(概念的定義)として議論。

【検討の方向性】

- 可能な限り、①既存のデータや統計の利活用を検討し、②推計の精緻化に向けた検討を行う。
※統計的な推計を行う基礎とできる全国ベースのデータに課題があった。

<参考>ニッセイ基礎研の先行研究(2011年)
・東京都監察医務院及び人口動態調査の死亡数を基に、
全国各市町村も東京23区と同様の孤立死発生確率であると仮定し、全国の65歳以上の孤立死数を推計。

警察庁データの活用

【警察庁データの公表】

- 警察庁刑事局が「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のデータを初めてとりまとめ(令和6年5月：令和6年1～3月の4半期分)。※ 本年4月、警察庁が初の1年分のデータ(令和6年分)をとりまとめ。

【警察庁データの評価と有用性】

- 死亡から発見までの全国数値を把握できる新たな統計が初めて取りまとめられたもの。
→ 当該データを孤立死者数の推計の基礎データとして活用することについて検討。

【警察取扱死体を推計の基礎とすることの妥当性】

- 警察取扱死体と「孤立死」の概念に当てはまる死体は完全には一致せず、下記のような過大・過小見積もり要因(誤差)はあるが、全体に与える影響は小さく、少なくとも過去の推計と比べればデータの精緻化の観点から前進が見られる。
 - ・過大見積もり要因：殺人事件などによる犯罪性のある死体が含まれる。
 - ・過小見積もり要因：かかりつけ医が警察を経由せずに死亡診断書を発行するケースが除外される。

- 警察庁データ(警察取扱死体)を推計の基礎とすることが適当。

「孤立死」の操作的定義

○ 中間論点整理における「基本的な考え方」に基づき、警察庁データと照らし合わせて操作的定義を議論。

要素	「孤立死」推計のための操作的定義（本WGの結論）	警察庁データ（参考）
①死亡場所	自宅とする。	自宅
②世帯類型	世帯類型については、複数世帯の事例数が把握できず、事件性のある事例が紛れ込んでいるがその数は非常に少ないことを踏まえ、「一人暮らしの者」とする。	一人暮らしの者
③自殺の扱い	孤立死は死因を問うものではないので、自殺は除外しない。	除外せず
⑥年齢基準	対象を高齢者に限定する理由はなく、幅広い年齢層を対象とすることが適当であり、警察庁データを活用し、5歳階級別で整理する。	5歳階級別で整理
④生前の状況 ⑤看取りの有無	生前の状況及び看取りの有無を事後的に直接把握することは困難であり、死後経過時間（日数）を手がかり・目安として、生前に社会的に孤立していたことを客観的・外形的に推認することとする。	把握されていない
⑦死後経過時間（日数）	孤立死を「死後〇日経過したもの」と一律に定義することは困難であり、操作的定義については、「生前に社会的に孤立していたことが推認される死後経過時間（日数）」と定性的に定める。※日数経過していても孤立していない例や、孤立していても速やかに発見される例も。	「0～1日」「2～3日」「4～7日」「8～14日」等の区分単位

目安となる死後経過日数等

【「目安」について】

- 何らかの死後経過日数の「目安」をもって、統計的なデータを基礎にして孤立死の「概数」を把握。
 - ・ 死後8日以上経過して遺体が発見：少なくとも発見される前の7日間は、連絡がとれないことを気にかけてくれるような他者との接触機会がなかったことが推察され、生前に社会的に孤立していた状態にあったことが強く推認。
 - 孤立死者数の概数を推計するための「目安」とすることが適当。
 - ・ 死後4日以上経過して遺体が発見：生前に社会的に孤立した状態にあった者が一定数いると考えられる。また、一般的に遺体外表上の腐敗が明白に発現し始めるとされる時期でもある。
 - 参考データとして示すことが適当（ただし、遺体の腐敗状況は季節や環境に大きく左右されることに留意）。

【「推計値」について】

- 上記の「目安」によれば、「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたものは21,856件である。
（参考）「死後4日以上」を経過していたものは、31,843件である。
※ 特定の死後経過日数をもって「孤立死」と定義したものではないことに留意。